

国の肥料価格高騰対策事業のご案内

●目的

『化学肥料の低減（20%）』に向けて取り組む農業者に対して肥料費を国が支援する制度です。

●JAめぐみのが申請を受付する肥料

令和4年11月から令和5年5月までにJAめぐみのから購入した肥料（本年の春肥として使用する肥料）が対象です。

※上記期間以外は対象外

●申請受付期間

令和5年6月9日（金）～同年7月10日（月）まで ※以降の申請受付はお引受け致しかねます。

●対象者

『販売を目的に農業を行う農業者』で、令和4年度または令和5年度までに左記目的に確実に取組む農業者が対象です。

●支援の内容

前年度から価格高騰した肥料費について、高騰分の『7割』が支援金として交付されます。

●申請に必要なもの・こと JAより肥料を購入している ※販売農家

①春肥（令和4年11月～令和5年5月に購入）の購入価格がわかるもの（注文書・納品請求書・領収書）

②化学肥料の低減に向けた取組2つ以上に確実に取組むこと（国が定める取組メニュー）

③JAが定める『誓約書・申請書・その他書類』※販売伝票・確定申告書を確認させていただく場合があります。

注意事項

※申請後、申請者は令和5、6年の2年間『化学肥料の低減』に向けた取組に対する報告が必要となるため、購入伝票等・作業日誌・証拠写真等が必要となります。

※JA以外からの購入肥料については、購入先またはお住いの各市町村にお問い合わせ下さい。



お問い合わせはお近くのJAめぐみの各営農経済センター・支店まで